

大和中央道他4路線の見直し（都市計画の廃止）（案）の概要

1. 県内の都市計画道路の見直しについて

（1）県内の都市計画道路の現状

本県の都市計画道路は398路線、その延長は約911kmであり、整備率が約48%と全国平均約58%より低い水準にとどまっています（平成21年3月末現在）。
また、都市計画道路の約9割が幹線街路であり、高度経済成長期に多数が都市計画決定されています。

（2）都市計画道路の見直しの必要性

1）社会情勢の変化への対応

- 人口の推移
平成12年の144万人を境に人口が減少しています。
- 将来交通量推計の見直し
国土交通省で推計された平成42年の全国における交通量は、平成14年に行った前回推計に比べ約13%下方修正され、平成17年実績値より約2.6%減少しています。
また、全国における自動車交通量の推計結果を受けて、奈良県においても将来の自動車交通量を推計したところ、平成42年の県内の自動車交通量は、平成17年の実績値より約2割減少すると予測されました。

2）長期にわたる建築制限への対応

都市計画法第53条により、道路の都市計画が定められた区域内では、将来の事業の円滑な施行を確保するため、階数が2以下で地階を有さず、主要構造部が木造や鉄骨造等の容易に移転又は除却が可能なものを除き、建築物の建築が制限されています。
都市計画決定後も都市計画道路が未着手の状態が長く続くと、区域内の土地所有者等は長期にわたりこの建築制限を受けることになります。

（3）見直しの基本方針

平成22年7月、未着手となっている都市計画道路の必要性を検証する視点や検討方法を示した「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」を策定し、未着手都市計画道路の見直しを進めています。

1）見直し検討対象路線

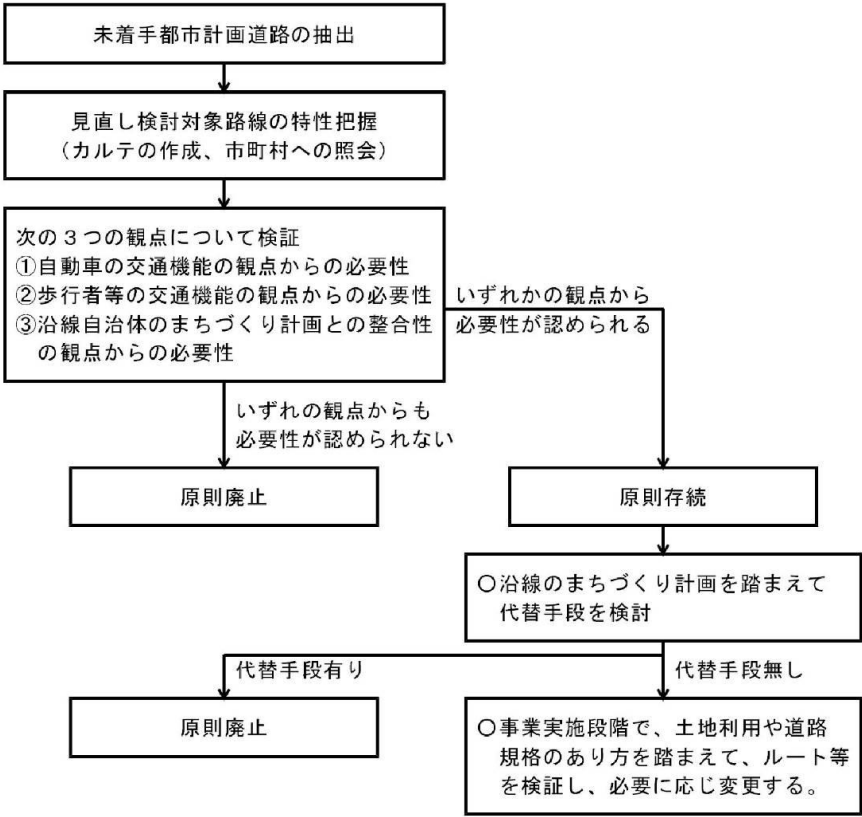
見直し検討の対象とする路線は、未整備、概成済みの路線のうち、未着手（事業中を除く）の区間を対象とします。

2）見直しの視点

都市計画道路が機能として有する「自動車の交通機能」、「歩行者等の交通機能」及び「自治体のまちづくり計画との整合性」の3つの観点から、未着手都市計画道路の必要性を検証します。

3）見直し検討フロー

以下のフローに基づき、3つの観点から検証した結果、いずれかの観点から必要性が認められるものは原則存続、いずれの観点からも認められないものは原則廃止として検討します。
原則存続とする路線については、沿線のまちづくり計画を踏まえて、地域における課題解決のために都市計画道路の整備以外の代替手段について検討を行います。代替手段がない場合は、事業実施段階に、土地利用や道路規格のあり方を踏まえて、ルート等を検証し、必要に応じ都市計画の変更を検討します。



見直し検討フロー

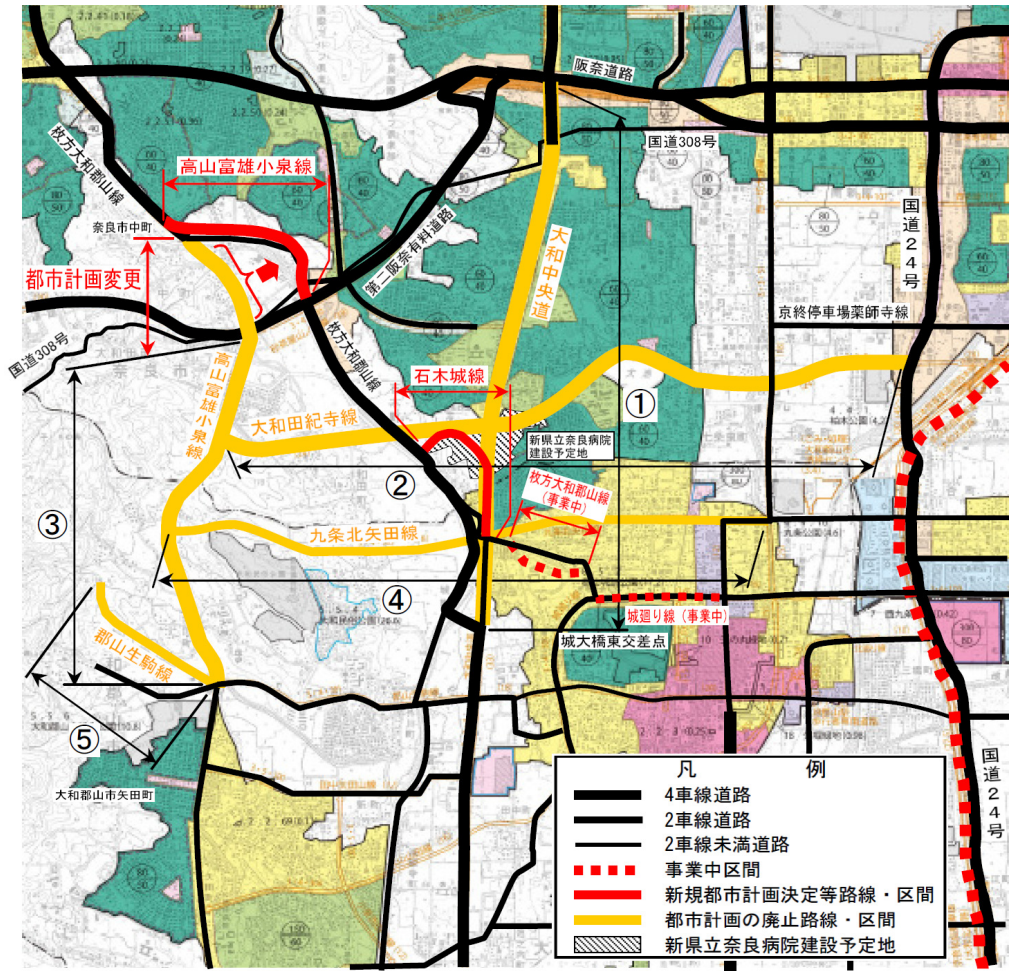
2. 大和中央道他4路線の見直しについて

（1）見直しの考え方

平成21年8月に4車線の広域幹線道路としての必要性を見直すことを公表した大和中央道及び大和田紀寺線の未着手区間について、都市計画道路としての必要性の検証を進めてきました。
一方、平成23年度、県立奈良病院を北和地域（奈良・西和医療圏）の高度医療拠点病院として奈良市六条山地区に移転整備することとし、この新病院へのアクセス道路を新たに整備する方針としました。
これらを踏まえ、この地域の都市計画道路のあり方について検討を行いました。

1）見直し対象区間

路線名	起点	終点	延長	幅員	車線数	当初決定
①大和中央道	奈良市宝来四丁目	大和郡山市城町	約3.7km	24m	4車線	S39.12
②大和田紀寺線	奈良市大和田町	奈良市八条町	約4.8km	24m	4車線	S13.6
③高山富雄小泉線	奈良市中町	大和郡山市矢田町	約2.9km	20m	4車線	S39.12
④九条北矢田線	大和郡山市九条町	大和郡山市矢田町	約4.1km	18m	2車線	S39.12
⑤郡山生駒線	大和郡山市矢田町	大和郡山市矢田町	約1.3km	16m	2車線	S39.12



見直し対象区間 位置図

2）見直しの検討方法

県見直しガイドラインの必要性の検証項目を、さらに具体的に設定し、各々の検証項目について見直し対象路線の必要性を判断することとしました。

また、必要性が認められることとなった路線については代替可能性を検証し、その結果、代替不可能となる路線を「必要性が高い路線」と判断することとしました。

分類			必要性の検証項目	代替性の考え方
自動車の交通機能	通行機能	円滑性	当該路線の現道が混雑しているか	交差点改良等の速効対策 ^{注1)} が明確になっている場合等は機能代替を果たすものとする。
			「奈良県みんなでつくる渋滞解消プラン」(H22.2 奈良県)における「渋滞が著しい箇所」としての位置付けがあるか	
			当該路線又は並行路線の将来の混雑緩和に寄与するか	断面での混雑緩和に資する路線が存在する場合は機能代替を果たすものとする。
		将来交通量を踏まえ、自動車のボトルネック踏切に該当する箇所の混雑緩和に寄与するか	別途、ボトルネック対策が計画されており、十分な効果が見込まれる場合は、機能代替を果たすものとする。	
	安全性	「奈良県みんなでつくる交通安全対策プラン」(H22.2 奈良県)における「事故危険箇所」としての位置付けがあるか	安全対策が明確になっている場合、機能代替を果たすものとする。	
アクセス機能	交通結節点利用	交通結節点へのアクセス強化に資するか	現道を含む代替アクセス経路（2車線以上）が存在する場合は、機能代替を果たすものとする。	
円滑性・安全性・交通結節点利用		都市計画マスタープラン等に位置付けられているか		
歩行者等の交通機能	通行機能	連続性	「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」(H23.7 奈良県)のなかで、サイクリングルートに位置付けられているか	歩道が確保されており、現道がその機能を担う場合は、機能代替を果たすものとする。
			通学路として指定されているか	
		安全性	「あんしん歩行エリア」として指定されているか	新たな道路整備計画（2車線以上）が存在する場合は、その路線が機能代替を果たすものとする。
			歩行者・自転車の安全で快適な通行環境の確保に資するか	現道内で歩行者空間が確保される場合は、機能代替を果たすものとする。
		円滑性	バリアフリー新法 ^{注2)} に基づき定められた「特定道路」や「生活関連経路」としての位置付けがあるか	歩道が確保されており、現道がその機能を担う場合は、機能代替を果たすものとする。
			滞留機能	滞留
	自治体のまちづくり計画との整合性	市街地形成機能	骨格形成	土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備地内の都市計画道路としての位置付けがあるか
企業立地・観光振興などを支援する都市計画道路としての位置付けがあるか				
防災空間機能		避難路	防災拠点 ^{注3)} にアクセスしているか	当該路線と同様の避難場所と緊急輸送道路をつなぐ路線（2車線以上）が存在する場合、機能代替を果たすものとする。
		延焼防止	建築物が連担しており、道路以外に延焼防止機能が無い地域において、火災の延焼防止効果等の防災機能を果たすか	当該路線に求められる機能であり、機能代替を考慮しないものとする。
環境空間機能		景観形成・沿道環境保全	景観形成や沿道環境保全の都市空間のネットワークの位置付けがあるか	当該路線に付随する機能であり、機能代替を考慮しないものとする。
収容空間機能		交通施設の収容	駅前広場や駐車場、駐輪場などの交通施設、電線類等の各種施設の収容空間の位置付けがあるか	

注1) 比較的短期に実現可能な施策であり、その施策の効果が短期で発現する対策

注2) 平成18年（2006年）12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

注3) 奈良市あるいは大和郡山市が指定している「避難場所」

必要性の検証項目と代替性の考え方

（2）見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

①大和中央道

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行いました。当該路線の整備を行わない場合でも、京奈和自動車道、国道24号や並行する県道枚方大和郡山線が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であり、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。

また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため「廃止」が妥当と考えています。

なお、当該路線が整備されない場合、周辺の市道に一部混雑する区間が残されるため、安全・円滑な通行、良好な市街地環境の形成の観点から、地区内交通を担う道路が必要であると考えます。

②大和田紀寺線

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行いました。当該路線の整備を行わない場合でも、並行する県道奈良生駒線、国道308号（大宮通り線）及び県道奈良大和郡山斑鳩線（城廻り線）等の道路が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であり、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。

また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

なお、当該路線が整備されない場合、周辺の市道に一部混雑する区間が残されるため、安全・円滑な通行、良好な市街地環境の形成の観点から、地区内交通を担う道路が必要であると考えます。

③高山富雄小泉線

当該路線の整備を行わない場合でも、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、今後、周辺での新たな開発も見込めず、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、並行する県道枚方大和郡山線が4車線で整備され、当該路線の機能を受け持つことが可能であると考えています。

また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

④九条北矢田線

当該路線の整備を行わない場合でも、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、並行する県道奈良大和郡山斑鳩線（城廻り線）、県道枚方大和郡山線及び県道矢田寺線（郡山生駒線）が当該路線の機能を受け持つことが可能であると考えています。

また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

⑤郡山生駒線

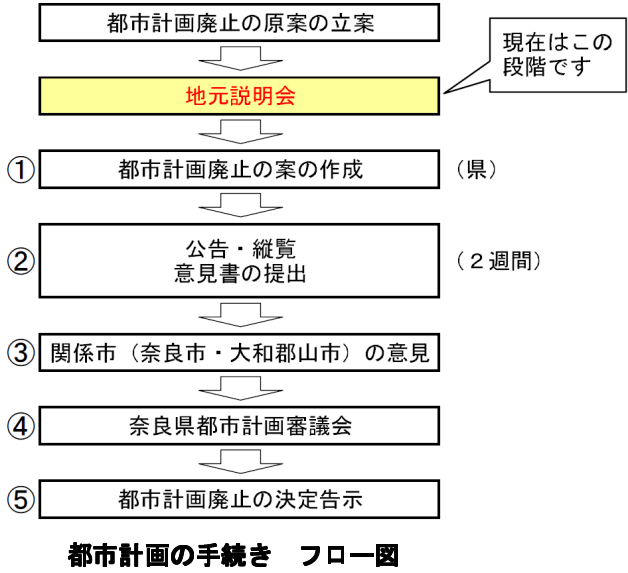
当該区間には現道がなく、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、事業未着手区間の周辺では県道矢田寺線等が整備され、当該区間の機能を代替することが可能であると考えています。また、生駒市域とつながる道路計画もなく、今後、周辺での新たな開発も見込めない状況であることから、当該区間は都市計画道路としての必要性を有していないと考えています。

また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

3. 都市計画の手続き

【今後の手続き】

- ① 本日の説明会后、ご意見を踏まえて都市計画廃止の案を作成します。
- ② この案を2週間住民の皆様幅広く縦覧します。
縦覧の期間や場所等については、県公報、関係市（奈良市・大和郡山市）の広報誌等で後日お知らせいたします。
住民の皆様はこの期間中に意見書を県に提出することができます。
- ③ 都市計画廃止の案について、関係市（奈良市・大和郡山市）の意見を聴取します。
- ④ 都市計画廃止の案を、奈良県都市計画審議会に付議し、審議いただきます。この際に、住民の皆様から提出された意見書の要旨も審議会に提出されます。
- ⑤ 奈良県都市計画審議会の議を経た後、都市計画の廃止の決定告示が行われます。



本計画についてのお問い合わせ先
(大和中央道他4路線の見直し・都市計画の手続きについて)
○奈良県 土木部まちづくり推進局 都市計画室 計画調整係
【住所】奈良市登大路町30 【電話】0742-27-7520(直通)
○奈良市 都市整備部 都市計画課
【住所】奈良市二条大路南1-1-1 【電話】0742-34-4748(直通)
○大和郡山市 都市建設部 都市計画課
【住所】大和郡山市北郡山町248-4 【電話】0743-53-1151(代表)